

環境保全型農業直接支払交付金の「有機農業の取組」において
支援対象となる作物の判定結果について

茨城県農林水産部農業技術課

環境保全型農業直接支払交付金のうち、有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業）の取組に関して、茨城県慣行基準を設定していない作物について、通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬を使用していない作物かどうかの判定を行いましたので、その結果を以下のとおり公表します。

有機農業の取組における対象作物の判定結果

作物名	通常の営農管理における 使用状況		有機農業の取組に おける支援	判定根拠	判定年度
	化学肥料	化学合成農薬			
青パパイヤ	使用	使用	支援対象とする	他県慣行基準等	令和５年度
菜花（アブラナ）	使用	使用	支援対象とする	他県慣行基準等	令和７年度
ウド	使用	使用	支援対象とする	他県慣行基準等	令和７年度
モロヘイヤ	使用	使用	支援対象とする	他県慣行基準等	令和７年度
ターサイ	使用	使用	支援対象とする	他県慣行基準等	令和７年度
サヤエンドウ	使用	使用	支援対象とする	他県慣行基準等	令和７年度
スナップエンドウ	使用	使用	支援対象とする	他県慣行基準等	令和７年度
グリーンピース	使用	使用	支援対象とする	他県慣行基準等	令和７年度
ルッコラ	使用	使用	支援対象とする	他県慣行基準等	令和７年度
冬瓜	使用	使用	支援対象とする	他県慣行基準等	令和７年度
小豆	使用	使用	支援対象とする	他県慣行基準等	令和７年度
ツルムラサキ	使用	使用	支援対象とする	他県慣行基準等	令和７年度
空心菜（エンサイ）	使用	使用	支援対象とする	他県慣行基準等	令和７年度
バジル	使用	使用	支援対象とする	他県慣行基準等	令和７年度
ウリ	使用	使用	支援対象とする	他県慣行基準等	令和７年度
パッションフルーツ	使用	使用	支援対象とする	他県慣行基準等	令和７年度
キクイモ	使用	使用	支援対象とする	他県慣行基準等	令和７年度
ヤングコーン	－	－	支援対象外	－	令和７年度
豆苗	－	－	支援対象外	－	令和７年度

※通常の営農管理における使用状況欄の一印は、他県の慣行基準や県等の技術指針等がなく、使用・不使用の判定ができないもの。

【参考】

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生産第 10954 号） 抜粋

第 4 の 1 の（５）有機農業

ア 要綱別紙第 1 の 4 の（５）の有機農業の取組は、以下の要件を全て満たすものとする。ただし、通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物、水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法で生産される作物及び永年性飼料作物については、支援の対象としないものとする。なお、有機農業への転換期間中のほ場（（ウ）に規定する要件への転換を開始したほ場であって、（ウ）に規定する要件に適合しないものをいう。）における取組も支援対象とする。（当該ほ場において初めて有機農業への転換を行う場合に限る。）

（略）

イ アの通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物かどうかの判定については、２の（１）の慣行レベルを踏まえて行うことを基本とし、慣行レベルが設定されていない作物については、都道府県が作成している栽培技術指針等により判定するものとし、都道府県は、この判定結果について速やかに公表するものとする。

なお、慣行レベルが設定されており、かつ、化学肥料又は化学合成農薬のうちいずれか一方の資材の慣行レベルがゼロである作物であっても、本作物について慣行レベルを策定している都道府県のおおむね 5 割以上において当該資材を慣行的に使用している場合については、都道府県は、これを支援の対象とすることができるものとする。

ウ 炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合は、土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれか 1 つ以上を実施すること。